

# 号外 本日8月29日、

福島県の親子(自主避難者を含む)百名<sup>以上</sup>は、福島地方裁判所に、



## 子ども人権裁判

小中学校のある市町村に対し、子どもに被ばくについて安全な環境で教育を受ける権利が保障されていることを確認する裁判 と

## 親子裁判



子どもの命を救おうとしない国と福島県に対し、「ノー！」と正しい救済を求める裁判、の裁判を起します。

### 健康被害の最新情報とチェルノブイリ事故の教訓

今月24日の福島県の発表で、事故から3年3ヶ月で福島県の小児甲状腺がん(確定と疑い)は103名に達しました。この数は、ベラルーシの高汚染地域ゴメリ州の、原発事故から3年の小児甲状腺がん合計4名と比べても25倍以上という高い発症率です。

小児甲状腺がんは、長い論争の末、チェルノブイリ事故から20年も経ってから国際機関が原発事故との関係を認めた唯一の健康被害です。ベラルーシのバンダジェフスキー博士の研究で、小児甲状腺がんは放射性ヨウ素だけではなく、甲状腺に蓄積した放射性セシウムによる可能性があることも示されました。チェルノブイリ事故後、ウクライナとベラルーシでは甲状腺がんだけでなく、心筋梗塞や脳梗塞など心臓や血管の病気、その他様々な病気が多数発症しましたが、これが福島未来となる可能性を否定できません。

チェルノブイリのように、病気と原発事故との関係が分からないからと言って行動を起こさず、あとになって深刻な健康被害が出てからでは遅すぎます。今からでも、安倍首相が口にする「人命最優先」の対策が放射能の影響を最も受ける子どもたちに対して直ちに取られるべきです。すなわち、子どもたちをセシウム137などの放射性物質から守るため、国と福島県の責任で、直ちに安全な場所に避難させるべきなのです。

ところが、国も福島県も、失敗が明らかとなった除染の目標値を2~3倍に引き上げることにうつつを抜かし、小児甲状腺がんについて「現時点で事故との影響は考えにくい」の議論に明け暮れ、子どもの避難は話題にすらしません。たとえ病気と原発事故との関係が明らかにならなくても、原発事故に何ひとつ責任のない子どもたちに対して、原発事故に加害責

任を負う国がなぜ「人命最優先」の立場から、子どもたちが病気にならないように最善の予防措置である避難を直ちに実行しようとしないのでしょくか。これ以上の不正義はありません。この不正義を黙って許すことができないと思った福島の名以上の子が、子どもの避難の実現に向けて行動を起こすことにしました。それが本日、福島地方裁判所に提訴する「子ども脱被ばく裁判」です。

## 私たちが本日起こす2つの裁判（合わせて「子ども脱被ばく裁判」）

### ① 安全な環境で教育をうける子どもの権利を確認する裁判（**子ども人権裁判**）

現在、福島県内の小中学校に通う子どもが原告になり、小中学校の設置者である市町村に対し、憲法で、子どもたちに被ばくの心配のない安全な環境で教育を受ける権利が保障されていることの確認を求める裁判です。

### ② 原発事故後の国と県の安全政策の誤りと責任を問う裁判（**親子裁判**）

原発事故のあと福島県内に居住していた子どもとその保護者が原告になり、国と福島県に対し、国や福島県には子どもたちの健康を守る義務があるのに、原発事故のあと、子どもたちを被ばくから守ろうとせず、無用な被ばくをさせ、子ども及びその保護者達に筆舌に及ぶたい精神的苦痛を与えたことを理由とする慰謝料請求の裁判です。

請求額は原告1人10万円。10万円としたのは、多額の金銭の支払を受けることよりも、国や福島県がとった安全対策が違法であることを司法の場ではっきりさせることを目的としたからです。

## 私たちが2つの裁判を起こした理由

福島原発事故の発生について、国は東京電力に対して適切かつ必要な監督を怠った重大な責任があります。しかしそれ以上に国や福島県に許せないことがあります。事故発生のもと、国や福島県は住民の被害拡大の防止に最善を尽す義務を負っているのに、住民を、とりわけ子どもたちを直ちに安全な場所に避難させようとせず、無用の被ばくをさせたからです。むしろ積極的に被ばくさせようとしたのではないかと思えるほどです。国は、「スピーディ」の情報を隠ぺいし、安定ヨウ素剤を配布せず、線量に関する情報もほとんど与えず、多くの住民は、放射能の危険性を知らされることもなく、無為無策のまま被ばくさせられました。福島県は、「専門家」を招いて放射能安全宣伝をして回ったため、多くの住民は警戒心を解いてしまいました。事故の翌月の4月、小中学校の授業は始まり、文科省は、年20 mSv以下であれば、通常どおり校庭、校舎を利用してよいとの通知を出しました。その結果、子どもたちは、一般公衆の被ばく限度である年1 mSv よりもはるかに高く、少なからぬ地域では18歳未満立入り禁止とされる放射線管理区域よりも高い線量を浴びることを事実上強制されたのです。このようなことは絶対許されることではありません。

今でも、条件が許せば親子で避難したい、子どもだけでも避難させたいと願っている親ごさんがおられます。その願いを実現するためには、小中学校を設置している市町村に、義務教育を受ける子どもたちを安全な場所で教育するという彼らの義務を実行させる必要があります。そして、国や福島県に対し、低線量被ばくの危険性という問題から目をそらすことなく向き合わせ、子どもたちを守る政策を取らせる必要があります。そのためには国や福島県の今までの安全政策が誤りであったことをきちんと認めさせる必要があります。

それが本日、国、県、市町村を相手取って、上に掲げた裁判を起こした理由です。

私たちの取り組みは子どもたちの避難が実現するまで終わることはありません。

連絡先 090-8494-3856（岡田） [nijisaiban@gmail.com](mailto:nijisaiban@gmail.com)

公式ブログ <http://fukushima-sokai.blogspot.jp/>

（文責） 子ども脱被ばく裁判 弁護団 柳原敏夫